

規制の事後評価書

法令の名称：特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第
四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部を改正する政令

規制の名称：特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための措置

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室

評価実施時期：令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下、「透明化法」）の規制の対象となる事業の区分において、以下の事業の規模以上のデジタルプラットフォームを提供する者を追加。
- ・デジタルプラットフォーム提供者が消費者等に対して検索サービスや SNS 等の場を提供し、当該場において広告主が商品等に係る情報を広告として表示する事業：デジタルプラットフォーム提供者による広告主の商品等に係る情報を広告として表示する役務の提供に係る国内売上額が 1,000 億円
- ・媒体者の広告枠において広告主の広告素材を広告として表示する役務を提供する事業：媒体者による当該役務の提供に係る国内売上額の合計が 500 億円

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

- ☐おおむね想定どおり
☐想定を下回るが、対応の変更は不要
☐想定を下回り、対応の変更が必要
☒想定を設定していないが、対応の変更は不要
☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

- ☐おおむね想定どおり
☐想定を上回るが、対応の変更は不要
☐想定を上回り、対応の変更が必要
☒想定を設定していないが、対応の変更は不要
☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

- ☐おおむね想定どおり
☐想定を上回るが、対応の変更は不要

- ☐ 想定を上回り、対応の変更が必要
- ☒ 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者等の間で行われている、透明性や公正性の低い取引の是正	事前評価時	本規制の導入及びこれに伴う透明化法の規制の適用により、特定デジタルプラットフォーム提供者と利用事業者等の間で行われている、現状においては透明性や公正性の低い取引が是正されることが予想される。 その取引には様々な類型が存在し、それによる広告主及び媒体者等への経済的な損失も個別の事案ごとに異なるため定量的に便益を示すことは困難であるが、例えば、公正取引委員会が 2021 年 2 月に結果公表した「デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)」によれば、本規制において透明化法の規律の対象となるデジタル広告分野の大規模なデジタルプラットフォームについて、デジタルプラットフォーム提供者によるシステム変更やルール変更が事前に十分な通知や説明なく行われていることや、デジタルプラットフォーム提供者による利益相反・自社優遇のおそれがあること等の問題が、広告主及び媒体者等から指摘されており、その効果は広範な事業者に及び、それぞれの影響も大きいものと思われるため、一定程度の効果が期待される。 特定デジタルプラットフォーム提供者と広告主及び媒体者等との間で行われている取引には様々な類型が存在する上、同じ行為（例えば契約の変更）であっても、それによる広告主及び媒体者等への経済的な損失は広告主及び媒体者等ごとに異なるため、本規制の導入及びこれに伴う透明化法の規制の適用による取引の透明性及び公正性の向上の便益を金銭価値化することは困難である。
	事後評価時	事前評価時のとおり、取引には様々な類型が存在し、それによる広告主及び媒体者等への経済的な損失も個別の事案ごとに異なるため定量的に本規制の導入及びこれに伴う透明化法の規制の適用による取引の透明性及び公正性の向上の便益を示すことは困難。 一方で、透明化法の規定に基づき、これまで 9 者が届出を提出し、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定を受け、以後、開示状況を含めて毎年度経済産業省大臣への報告を行っている。特定デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する経済産業大臣による評価をオンラインモール分野・アプリストア分野で 4 回、デジタル広告分野で 3 回実施しており、併せて 2024 年 8 月に 2 者に対して勧告、2024

		年 11 月に 1 者に関する措置請求を行うなど、特定デジタルプラットフォームの透明性や公正性の低い取引の是正を促している。デジタルプラットフォームの取引環境において、プラットフォームと利用事業者の間の交渉力の差は依然として大きく、引き続き法執行を通じた関与が不可欠。
--	--	---

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 特定デジタルプラットフォーム提供者の指定	事前評価時	本規制は、透明化法の規律の対象となる特定デジタルプラットフォーム提供者の指定のための事業の区分及び規模を定めるものである。これにより、デジタルプラットフォーム提供者には、自身の運営するデジタルプラットフォームが政令で定める範囲に該当する場合に、その規模を届け出る費用が発生することが想定されるが、1 件当たりの規模に関する届出に要すると見込まれる人員数及び作業時間の算出に当たって必要となる時給及び工数については、事業者にとっては競争上の機微な情報に該当し、開示が困難である。したがって、その費用については、定量的な推計が困難である。
	事後評価時	事前評価時のとおり、定量的な推計が困難である。ただし、本規制は定められた一つの指標を届け出るのみのものであり、事業者の追加的な遵守費用は小さいものと考えられる。
② 利用者に対する特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示義務	事前評価時	透明化法において要求される開示義務を実際に履行する際の事務的な費用が想定されるが、その費用については、定量的な推計は困難である。開示義務を履行する際に要する 1 事業者当たりが発生すると見込まれる追加費用の算出に当たって必要となる時給及び工数については、事業者にとっては競争上の機微な情報に該当し、開示が難しいため、「人員数、作業時間」を推計することは難しく、ひいては「見込まれる追加費用（単価）」を推計することは難しい。
	事後評価時	事前評価時のとおり、定量的な推計は困難である。ただし、一方、本規制は利用規約の内容を改定することや、既に行っている提供条件の変更の通知の期間・内容を変更するといった程度の対応を求めるものであることに加え、既に EU 等でも同様の義務を課すものが多く、開示義務の対象となる特定デジタルプラットフォーム提供者の多くはグローバルに事業展開していることから、同程度の対応を既に義務付けられているので、事業者にとり過大な負担にはならないものと考えられる。
③ 特定デジタルプラットフォームの改善のための措置を講じる義務	事前評価時	透明化法で要求される手続・体制の整備の費用が想定されるが、その費用については、定量的な推計は困難である。体制等の整備義務の履行に要する費用の算出に当たって必要となる時給及び工数については、事業者にとっては競争上の機微な情報に該当し、

		開示が難しいため、「人員数、作業時間」を推計することは難しく、ひいては「体制等の整備義務の履行に要する費用」を推計することは難しい。
	事後評価時	事前評価時のとおり、定量的な推計は困難である。ただし、既に各社に存在する苦情処理窓口等の機能を拡充する等の対応であり、多くの特定デジタルプラットフォーム提供者にとっては、ユーザーの苦情処理システムの設置は既にグローバルで求められている対応であることから、事業者にとり過大な負担にはならないものと考えられる。
④特定デジタルプラットフォーム提供者への報告義務	事前評価時	透明化法で要求される報告書の提出にかかる遵守費用が想定されるが、その費用については、定量的な推計が困難である。1 事業者当たりの報告書の作成及び提出に要する費用の算出に当たって必要となる時給及び工数については、事業者にとっては競争上の機微な情報に該当し、開示が難しいため、「人員数、作業時間」を推計することは難しく、ひいては「報告書の作成及び提出に要する費用」を推計することは難しい。
	事後評価時	事前評価時のとおり、定量的な推計は困難である。ただし、本規制は法目的としてデジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮し運用されるものであるところ、事業者にとり過大な負担にはならないものと考えられる。

■行政費用

		算出方法と数値
①特定デジタルプラットフォーム提供者の指定	事前評価時	規制を執行するにあたって、特定デジタルプラットフォーム提供者の規模を確認するための調査費用が想定される。
	事後評価時	「デジタル取引環境整備室に配置される人員の年間人件費」について、デジタル取引環境整備室に 2025 年度 3 月現在配置されている定員は、7 名（管理職及び週一勤務の職員を除く）であるため、年間人件費については、おおよそ下記のとおりであった。 $4,973,760 (\times 2) \text{ 円 (人件費単価)} \times 7 \text{ 人 (人員数)} = 34,816,320 \text{ 円}$ $(\times 2) 4,973,760 \text{ 円} = (\text{「国家公務員給与の実態」より、国家公務員のうち行政職俸給表 (一) が適用される本府省職員の平均給与月額} 414,480 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月})$
②利用者に対する特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示義務	事前評価時	規制を執行するための人員の確保等の費用が想定される。
	事後評価時	「デジタル取引環境整備室に配置される人員の年間人件費」について、デジタル取引環境整備室に 2025 年度 3 月現在配置されている定員は、7 名（管理職及び週一勤務の職員を除く）であるため、年間人件費については、おおよそ下記のとおりであった。 $4,973,760 (\times 2) \text{ 円 (人件費単価)} \times 7 \text{ 人 (人員数)} = 34,816,320 \text{ 円}$ $(\times 2) 4,973,760 \text{ 円} = (\text{「国家公務員給与の実態」より、国家$

		公務員のうち行政職俸給表（一）が適用される本府省職員の平均給与月額）414,480 円×12 ヶ月 ただし、利用者に対する特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示義務は、事業者側が対応すべき措置であり、これら単体で行政側に費用を生じさせるものではない。
③ 特定デジタルプラットフォームの改善のための措置を講じる義務	事前評価時	規制を執行するための人員の確保等の費用が想定される。
	事後評価時	「デジタル取引環境整備室に配置される人員の年間人件費」について、デジタル取引環境整室に 2025 年度 3 月現在配置されている定員は、7 名（管理職及び週一勤務の職員を除く）であるため、年間人件費については、おおよそ下記のとおりであった。 4,973,760（※2）円（人件費単価）×7 人（人員数）=34,816,320 円 （※2）4,973,760 円＝（「国家公務員給与の実態」より、国家公務員のうち行政職俸給表（一）が適用される本府省職員の平均給与月額）414,480 円×12 ヶ月 ただし、特定デジタルプラットフォームの改善のための措置を講じる義務は、事業者側が対応すべき措置であり、これら単体で行政側に費用を生じさせるものではない。
④ 特定デジタルプラットフォーム提供者への報告義務	事前評価時	規制を執行するための人員の確保の費用、及び報告書の内容の評価を行う際の事務費用等が想定される。
	事後評価時	「デジタル取引環境整備室に配置される人員の年間人件費」について、デジタル取引環境整室に 2025 年度 3 月現在配置されている定員は、7 名（管理職及び週一勤務の職員を除く）であるため、年間人件費については、おおよそ下記のとおりであった。 4,973,760（※2）円（人件費単価）×7 人（人員数）=34,816,320 円 （※2）4,973,760 円＝（「国家公務員給与の実態」より、国家公務員のうち行政職俸給表（一）が適用される本府省職員の平均給与月額）414,480 円×12 ヶ月

3 考察

- ・遵守費用については、透明化法第1条の法目的に沿って法目的としてデジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮し運用されるものであるところ、遵守に過度な負担を強いるようなことがないように執行しており、引き続き、当該法目的を踏まえて法の運用を行うことが適切。
- ・行政費用については、可能限り効率的に執行するように務めることが適切。
- ・効果については、透明化法に基づく特定デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する経済産業大臣による評価は、これまでオンラインモール分野で4回、デジタル広告分野で3回実施しており、併せて2024年8月に2者に対して勧告、2024年11月に1者に関する措置請求を行うなど、特定デジタルプラットフォームの透明性や公正性の低い取引の是正に寄与していると考えられるが、他方、デジタルプラットフォームの取引環境において、プラットフォームと利用事業者の間の交渉力の差は依然として大きいと、本規制の

継続が必要と考えられる。